

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則及び京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第251号

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則及び京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

(京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

(京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成26年9月30日」を「平成27年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)